

## 着任のご挨拶

麴町税務署長 佐藤 寿一



一般社団法人麴町青色申告会の皆様方には、ますます御清祥のこととおよろこび申し上げます。

この度の人事異動により、麴町税務署長を拝命しました佐藤でございます。前任は、東京国税局総務部次長です。

松江会長をはじめ、青色申告会の役員並びに会員の皆様方には、平素から税務行政に対しまして、深い御理解と多大な御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

貴会におかれましては、前身である麴町青色申告会が発足して以降、長年にわたり、青色申告の普及と納税道義の高揚を基本とした、各種事業において積極的に取り組んでいただいていると伺っており、会員への申告指導のほか、特に、昨年度のインボイス制度説明会や記帳説明会の開催を始めとする貴会の事業活動に対して、深く敬意を表しますとともに、心より感謝申し上げます次第です。

さて、国税庁では、「納税者の自発的な納税義務の履行を適切かつ円滑に実現する」という使命を果たし、納税者の皆様からの理解と信頼を得るため、各種施策に取り組んでおります。

まず、「内部事務のセンター化」についてです。麴町税務署におきましては、本年7月10日から新たに大手町に設置された業務センターに内部事務が集約化されました。

これは、税務署における内部事務の効率化、高度化を図るとともに、納税者の利便性の向上に資するものだと考えておりますので、皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

次にe-Taxに関しましては、項目として2点あります。

1点目は、電子申告の利用拡大です。

国税当局では、納税者の利便性向上のためe-Taxの利用を推進してきたところです。おかげさまで、個人の申告においては、マイナンバーカードを利用したスマートフォンによる申告件数は年々増加しており、貴会においても多くの皆様からe-Taxで申告書を提出いただいています。

電子的な事務処理を一層推進していくためにも、皆様におかれましては、ぜひ御自身の申告だけでなく、御家族や御友人にもe-Taxを利用して申告書を提出するよう呼びかけていただけますよう、更なる御協力をお願い申し上げます。

2点目は、キャッシュレス納付についてです。

ダイレクト納付をはじめとするキャッシュレス納付につきましても、皆様の御協力により、利用割合は着実に増加しておりますが、申告手続きの利用割合と比較するとその利用割合は36%と低調な状態です。納付手続きについてもデジタル化・キャッシュレス化の推進に御協力いただきますようお願い申し上げます。

最後に、インボイス制度の円滑な開始・定着に向けた対応についてです。

インボイス制度が開始される令和5年10月まで、残すところわずかとなりました。制度の開始が差し迫る中、私ども国税当局においては、今後も制度周知と個々の事業者に寄り添った対応を図っていく所存ですので、皆様におかれましても、今後ともより一層の御協力をお願い申し上げます。

今後も皆様方との強固な信頼と協調関係をより一層深めてまいりたいと存じますので、引き続き御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びにあたりまして、一般社団法人麴町青色申告会の益々の御発展並びに会員の皆様方の御健勝と事業の御繁栄を心より祈念いたしまして、私の着任の挨拶とさせていただきます。

## 新旧職員名簿（麴町税務署）

（敬称略）

	異 動 前				異 動 後			
	異 動 先 署				異 動 元 署			
	氏 名	局 署 名	課・部門	職 名	氏 名	局 署 名	課・部門	職 名
署 長	芦田 眞一	退 官			佐藤 寿一	局総務部		次 長
副 署 長（総 担）	柳澤 義則	局調二部	調 査16	統 括 官	四宮 純一	庁徴収部	管理運営課	補 佐
副 署 長（法 担）	小澤 聡司	留 任			小澤 聡司	留 任		
副 署 長（法 調 担）	山元 伸治	局査察部	特 査 官	特 査 官	熊原 克敏	省 大 臣 官 房	総合政策課	補 佐
副 署 長（個 担）	渡邊 尚之	熊 本 局	総 務 部	税理士監理官	加藤 秀文	高 松 局	人事一課	補 佐
特 官（所 得）	武川 正樹	八王子(再)	個 人	上 席	矢野 隆治	局総務部	税務相談室	主任相談官
総 務 課 長	和田 克幸	京 橋	法 調 担	副 署 長	藪田真由美	青 梅	総 務 課	総務課長
課 長 補 佐	森久保健吾	留 任			森久保健吾	留 任		
個 人 1 統 括	石井 正	局総務部	税務相談室	税務相談官	竹内 浩	局総務部	税 専 官	税 専 官
個 人 2 統 括	塩崎 洋二	留 任			塩崎 洋二	留 任		
個 人 1（上 席）	久保 正樹	留 任	個 人 1	上 席	久保 正樹	留 任		

令和5年7月10日付発令

### 「秋の入会キャンペーン」のご案内

今年度も「秋の入会キャンペーン」（9月～11月）が始まります。

皆様のお近くに、「帳簿付けなどのやり方がよくわからない」とか「基本的なことでも色々聞きたい」という方には、是非、麴町青色申告会をご紹介ください。青色申告会は、各種の説明会や相談会を実施しています。また、パソコンで会計処理をしている方や電子申告についてもご相談できます。

【会費】 ・正会員 年額 20,400 円 ・家族会員 年額 10,200 円  
 ・賛助会員 年額 3,000 円 ・入会金 1,000 円

ご紹介いただいた方、ご入会いただいた方への紹介特典を設けました。

ご紹介により入会された会員の方 入会金を免除  
 ご紹介をしていたいただいた会員の方 粗品を贈呈

## インボイス発行事業者の登録申請について

適格請求書（インボイス）を交付するためには、納税地を所轄する税務署長に登録申請を行う必要があります。登録申請は、e-Tax をぜひご利用ください。なお、郵送により提出する場合の送付先は、各国税局のインボイス登録センターとなります。

**東京国税局：〒262-8514 千葉市花見川区武石町1丁目520番地**  
**「東京国税局インボイス登録センター」**

税務署における審査を経て、適格請求書発行事業者（インボイス発行事業者）として登録された場合、「登録通知書」（登録番号や公表情報等が記載されています。）が送付されます。インボイス制度が開始される令和5年10月1日から登録を受けようとする事業者は、令和5年9月30日までに登録申請を行う必要があります。

※令和5年9月30日までに提出した場合は、制度開始日である令和5年10月1日までに登録通知が届かなかった場合であっても、同日から登録を受けたものとみなされます。

また、制度開始日後であっても、免税事業者の方は登録申請の際に登録希望日（提出日から15日以降の登録を受ける日として事業者が希望する日）を記載することで、その登録希望日から登録を受けることができます。

登録通知が届くまで一定の期間を要することとなりますので、登録をお決めの方はお早目の申請をお勧めします。

インボイス発行事業者の登録申請を行っていたとしても、相手先からインボイスの発行が求められない。又はこれまでどおりの条件で取引を継続できる旨通知を受けた場合等で、インボイスの交付が不要となった場合は、「登録の取り消し」を求めることができます。

### **※令和5年10月1日以降に登録の取り消しを求める場合**

「適格請求書発行事業者の登録の取り消しを求める旨の届出書」を提出する。

個人事業者が、令和6年1月1日から登録の効力を失うためには、令和5年12月15日（金）までに届出書を提出します（登録の効力を失う日は、届出書を提出した日の属する課税期間の翌課税期間の初日になるが、翌課税期間の初日から起算して15日前の日を過ぎて届出書を提出した場合は、翌々課税期間の初日になる）。

## 税制改正要望運動にご協力をお願いします

青色申告会では、毎年、固定資産税と都市計画税の軽減措置を継続することの要望運動を行っています。

今、継続の要望を行わないと、今年度限りの軽減措置となってしまいます。

私たちの声を東京都議会に届けるため、ご地元の都議会議員の先生に「陳情はがき」をお出しして、要望の実現をめざしましょう。

あなたの1通のはがきが大きな力となります。

今年も会員の皆様方のご理解とご協力をお願いします。

### 要望事項

私たちは、次の軽減措置が、令和6年度も継続して適用されることを要望します。

- 1 小規模住宅用地の都市計画税を2分の1に軽減すること。
- 2 小規模非住宅用地の固定資産税と都市計画税を2割減額すること。
- 3 商業地等の固定資産税と都市計画税の負担水準を65%に引き下げること。

### 税制改正要望運動の成果

これらの要望事項が実現したことにより、令和5年度も656億円もの税負担が軽減されました。

この負担軽減の効果は、土地を所有している方だけでなく、土地や建物を借りている方々にも、地代や家賃などに反映されています。

一人ひとりの声が、青色申告会の会員だけでなく、多くの都民の方々の負担軽減に、大きな成果となって返ってきています。

### ◇ 陳情はがきの出し方 ◇

この税制改正要望運動に同意される方は、青色申告会事務局へご連絡ください。事務局が取りまとめて、議員の先生にお届けします。

事務局への連絡は11月末までをお願いします。

※この陳情はがきの個人情報は、青色申告会が行う税制改正要望運動のために利用します。